

# 深谷市開発行為等指導要綱

H27.7施行版

## 深谷市開発行為等指導要綱施行基準

R4.1施行版



深 谷 市

## 深谷市の目指すべき将来都市像

### 「元氣と笑顔の生産地 ふかや」

第2次 深谷市総合計画 2018～2027より

問い合わせ……………

都市整備部 都市計画課 開発指導係

TEL 048(574)6653

FAX 048(571)1092

[所在地]

郵便番号 366-8501

埼玉県深谷市仲町1-1番1号

## 目 次

1	深谷市開発行為等指導要綱	2
2	深谷市開発行為等指導要綱施行基準	6
3	申請に伴う様式・別表	14

## 深谷市開発行為等指導要綱目次

第1条	目的	3
第2条	定義	3
第3条	開発行為等の事業計画	3
第4条	適用の範囲	3
第5条	事前協議の申請	3
第6条	協議結果の通知	4
第7条	公共施設の改廃の協議	4
第8条	工事の着手及び完了の届出	4
第9条	公共施設の占用	4
第10条	事業主の責務	4
第11条	土地の帰属及び寄付	4
第12条	公共施設の引継ぎ及び瑕疵担保期間	4
第13条	開発行為等の変更等	5
第14条	工事の調査	5
第15条	工事完了検査	5
第16条	報告等	5

## 深谷市開発行為等指導要綱

### (目的)

**第1条** この告示は、市における開発行為等の施工に関し開発指導の基準を定め、無秩序な開発を防止し、良好な都市環境の確立に資することを目的とする。

### (定義)

**第2条** この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発行為 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第4条第12項に規定する開発行為をいう。
- (2) 建築行為 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号に規定する建築を行う行為をいう。
- (3) 建設行為 法第4条第11項に規定する特定工作物を建設する行為をいう。
- (4) 開発行為等 開発行為、建築行為及び建設行為をいう。
- (5) 事業主 開発行為等を行う者をいう。

### (開発行為等の事業計画)

**第3条** 事業主は、関係法令を遵守するほか、深谷市開発行為等指導要綱施行基準（平成18年深谷市告示第200号。以下「施行基準」という。）に基づき、開発行為等の事業計画を定めるものとする。

### (適用の範囲)

**第4条** この告示は、市において行われる全ての開発行為等に適用する。

### (事前協議)：都市計画課

**第5条** 事業主は、開発行為等を行う場合、市長と協議するものとする。ただし、次の各号に掲げる開発行為等のいずれかに該当する場合は、当該協議を省略することができる。

- (1) 市街化調整区域において、開発行為等を行う土地の区域の面積が1,000平方メートル未満で、かつ、公共施設の整備を伴わないもの
- (2) 法第29条第1項各号に規定する開発行為
- (3) 法第29条第2項本文に規定する開発行為のうち、開発区域の面積が1ヘクタール未満のもの
- (4) 法第29条第2項第1号又は第2号に規定する開発行為
- (5) 従前と同じ敷地内で行う建築行為
- (6) 主たる用途が自己居住用の建築物の開発行為等
- (7) 仮設建築物の建築行為
- (8) 附属建築物の建築行為

(協議結果の通知) : 都市計画課

**第6条** 市長は、前条の規定による協議のあった事業主に対し、この告示及び関係法令に適合していると認めるときは、施行基準に基づく開発行為等事前協議意見書又は開発行為等事前協議同意書を交付するものとする。

2 前項の規定による開発行為等事前協議同意書の交付を受けた事業主に係る開発行為については、法第32条第1項に規定する公共施設の管理者の同意を得たものとみなすことができる。

(公共施設の改廃の協議) : 各施設管理担当課

**第7条** 市長及び事業主は、開発行為等に伴う公共施設の改廃について、事前に協議するものとする。

2 市長及び事業主は、開発行為等に伴う公共施設の改廃について協議が成立したときは、協議書を取り交わすものとする。ただし、第5条の規定による協議を省略することができるものについては、この限りでない。

(工事の着手及び完了の届出) : 都市計画課

**第8条** 事業主（深谷市都市計画法に基づく開発行為等の手続きに関する規則（平成18年深谷市規則第154号）第3条第1項第1号に規定する届出及び法第36条に規定する届出を行った事業主を除く。）は、開発行為等の協議に係る工事に着手した場合及び当該工事を完了した場合は、施行基準に定めるところにより市長に届け出るものとする。

(公共施設の占用) : 各施設管理担当課

**第9条** 事業主は、開発行為等により公共施設を占用しようとするときは、あらかじめ当該公共施設の管理者と協議を行い、工事施工前に当該管理者の許可を受けるものとする。

(事業主の責務)

**第10条** 事業主は、この告示の目的を達成するため、この告示の趣旨を尊重し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業主は、開発行為等を行う土地の区域周辺に影響を及ぼすおそれのある場合には、当該区域周辺の土地の居住者、所有者等にその事業計画を十分説明しなければならない。

3 事業主は、工事施工過程において、事業主の責に帰すべき理由により、公共施設、開発行為等を行う土地の区域周辺の家屋、工作物、農作物その他これらに類するものに損害を与えたときは、速やかに原状に復し、又はその損害を賠償するものとする。

(土地の帰属及び寄附) : 各施設管理担当課・都市計画課

**第11条** 事業主は、第5条の規定による協議において決定した土地の帰属又は寄附については、施行基準により遅滞なく手続を進めるものとする。なお、これらに係る登記嘱託書等の作成については、担当課と協議するものとする。

(公共施設の引継ぎ及び瑕疵担保期間) : 各施設管理担当課

**第12条** 開発行為等により設置された公共施設の引継ぎは、前条に規定する土地の帰属又は寄附に準じて行うものとする。ただし、工事等の瑕疵により、引継ぎ後2年以内に破損が生じた場合には、開発行為等の事業主の負担で復旧するものとする。

(開発行為等の変更等) : 変更対象各施設管理担当課・都市計画課

第13条 事業主は、事前協議終了後、開発行為等の計画を変更し、又は廃止する場合には、直ちに市長と協議するものとする。

(工事の調査) : 都市計画課

第14条 市長は、必要があると認めるときは、開発行為等の工事の状況を当該職員に調査させることができる。

(工事完了検査) : 都市計画課

第15条 市長は、第8条の規定による届出を受理したときは、当該工事が第5条の規定による協議の内容に適合しているかどうかを、遅滞なく検査しなければならない。

(報告等) : 各施設管理担当課・都市計画課

第16条 市長は、必要があると認めるときは、事業主に対して報告又は資料の提出を求め、指導をすることができる。

## 附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の深谷市開発行為等指導要綱（平成15年深谷市告示第145号）、岡部町開発行為指導基準（平成元年4月1日制定）、川本町開発行為指導要綱（昭和62年川本町要綱）又は花園町開発指導要綱（昭和62年花園町告示第34号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

## 附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

## 附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の深谷市開発行為等指導要綱第5条の規定は、この告示の施行の日以後にされる協議について適用し、同日前にされた申請については、なお従前の例による。

## 深谷市開発行為等指導要綱施行基準目次

第1条	趣旨	7
第2条	事前協議	7
第3条	通知	7
第4条	開発行為等の工事着手・完了の届出	7
第5条	開発行為等の施工	7
(1)	一般基準	7
ア	分譲等における一区画面積	7
イ	駐車場・駐輪場施設	8
ウ	交通安全・保安施設	8
エ	ごみ収集所	8
オ	公害の防止	8
カ	文化財の保護	8
キ	集会所・集会施設	9
ク	商業施設	9
ケ	工業施設	9
コ	地区計画	9
サ	景観計画	9
(2)	公共施設整備基準	9
ア	公園・緑地	9
イ	道路施設	10
ウ	雨水処理	10
エ	汚水・雑排水処理	11
オ	上水道施設	11
カ	住居表示	11
キ	消防施設	11
第6条	用地等の帰属等	11
第7条	用地以外の公共施設の帰属等	12

平成18年 1月 1日 制定  
平成20年 12月 24日 一部改正  
平成22年 3月 3日 一部改正  
平成23年 4月 1日 一部改正  
平成25年 3月 29日 一部改正  
平成26年 3月 28日 一部改正  
平成27年 3月 31日 一部改正  
令和 4年 1月 12日 一部改正

## 深谷市開発行為等指導要綱施行基準

### (趣旨)

第1条 この告示は、深谷市開発行為等指導要綱（平成18年深谷市告示第199号。以下「要綱」という。）に基づき、開発行為等の計画及び施工に関し必要な事項を定めるものとする。

### (事前協議)：都市計画課

第2条 事前協議の申請に当たっては、要綱及びこの告示を十分考慮の上、次の様式により作成するものとする。なお、添付書類及び図面等の作成方法については、深谷市都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則の申請書等の作成要領（平成18年深谷市告示第197号）による。

- (1) 開発行為等事前協議申請書（様式第1号）
- (2) 公共施設の管理に関する協議書（様式第2号）

### (通知)

第3条 要綱第6条に規定する通知は、次のとおりとする。

- (1) 開発行為等事前協議意見書（様式第3号）
- (2) 開発行為等事前協議同意書（様式第4号）

### (開発行為等の工事着手及び完了の届出)：都市計画課

第4条 要綱第8条の規定による届出は、工事に着手したときは工事着手届出書（様式第5号）を、工事を完了したときは工事完了届出書（様式第6号）を提出することにより行うものとする。

### (開発行為等の施工)

第5条 施行基準は、次のとおりとする。

#### (1) 一般基準

##### ア 分譲等における一区画面積：都市計画課

分譲等における一区画の面積は、原則として次の表の面積以上とする。ただし、地区計画の定められている区域については、地区整備計画の敷地面積の最低基準以上とするものとする。

区域	面積
市街化区域	120㎡
区域区分が定められていない都市計画区域のうち用途地域が定められている土地の区域	120㎡
その他の区域	300㎡

## イ 駐車場及び駐輪場施設：道路管理課

駐車場等の確保は、路上駐車が起因する交通事故、通行者への迷惑等を回避し、道路本来の機能を維持するために次のとおりとする。

- (ア) 一戸建住宅は、原則として敷地内に2台以上駐車することができる駐車場を確保すること。
- (イ) 共同住宅等において敷地内に確保する駐車場の収容台数は、次の基準以上とすること。
  - a ファミリータイプの場合は、原則として1世帯あたり2台を確保すること。ただし、敷地内に確保が困難な場合は、近隣に駐車場を確保するものとする。
  - b ワンルームタイプの場合は、原則として1世帯あたり1台を確保すること。ただし、敷地内に確保が困難な場合は、近隣に駐車場を確保するものとする。
- (ウ) 住宅建築を目的とする開発行為等の駐輪場施設については、世帯相当数以上の収容能力を確保すること。
- (エ) 大量の駐車需要を生じさせるおそれのある施設の建築を目的とする開発行為等については、担当課と協議の上、相当規模の駐車場及び駐輪場施設を確保すること。

## ウ 交通安全施設：道路管理課

交通安全施設（道路反射鏡、防護柵、区画線、道路照明灯等）は、周辺の状況により、市長が必要と認める場所に事業主の負担で設置するものとする。

## エ ごみ収集所：環境衛生課

- (ア) 共同住宅等の開発行為等でおおむね20戸以上の場合は、原則としてごみ収集所を敷地内の公道に面した場所に設置すること。なお、規模については3㎡以上とするが、設置場所、構造等については担当課及び自治会と協議するものとする。
- (イ) 20戸未満の場合は、設置の必要性について担当課及び自治会と協議すること。また、ごみ収集所を設置せず既設のものを利用する場合は、事業主は周辺住民に十分説明し、理解を得るものとする。
- (ウ) 事業ごみを排出する事業主は、事業主の責任で処理するものとし、周辺住民に影響を与えないように考慮すること。

## オ 公害の防止：環境課

- (ア) 事業主は、実施する開発行為等及び開発行為等によって設置される施設について、各種環境関連法令に定める届出の必要性を調査し、届出が必要な場合は、速やかに当該届出を行うこと。
- (イ) 事業主は、各種環境関連法令を遵守するとともに、公害発生未然防止に努めること。
- (ウ) 事業主は、当該開発行為等の結果、周辺住民の生活環境に影響を及ぼすおそれがあると認められる場合にあつては、周辺住民、土地所有者等に対して事業計画を十分説明すること。

## カ 文化財の保護：文化振興課

開発行為等を行う土地の区域が、埋蔵文化財の包蔵地として周知されている場合は、担当課と事前に協議し、指示を受けるものとする。また、包蔵地以外においても、工事中に文化財を発見した場合には、直ちに工事を中止し、担当課

の指示を受けるものとする。

**キ 集会所及び集会施設：自治振興課**

開発行為等の計画戸数が50戸を超える場合は、担当課と協議し、当該開発行為を行う土地の区域の住民が利用する集会所又は集会施設を事業主の負担において設置するよう努めるものとする。

**ク 商業施設：商工振興課**

小売業を営む店舗等において、売り場面積が500㎡を超える店舗を設置する場合は、事前に担当課と協議するものとする。

**ケ 工業施設：商工振興課**

製造業の工場等で敷地面積が9,000平方メートル以上又は建築面積の合計が3,000平方メートル以上の場合は、事前に担当課と協議するものとする。

**コ 地区計画：都市計画課**

開発行為等を行う土地の区域が、地区計画を定めている区域に含まれる場合は、事前に担当課と協議し、地区計画の内容に即した整備を行うこと。

**サ 景観計画：都市計画課**

一定規模以上の建築行為、建設行為等を行う場合は、埼玉県景観条例（平成19年埼玉県条例第46号）を遵守し、事前に担当課と協議するものとする。

**(2) 公共施設整備基準**

**ア 公園及び緑地：公園緑地課**

開発行為等に伴う公園、緑地又は広場（以下「公園等」という。）の設置については、法令に定めるもののほか、次の表のとおりとする。

用途 開発面積	住宅系		住宅系以外
	一戸建住宅	共同住宅	
0.1ha未満	緑地を確保すること。	3%以上の緑地を確保すること。	
0.1ha以上	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例(平成17年埼玉県条例第20号)を遵守すること。該当しない場合は3%以上の緑地を確保すること。	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例を遵守すること。	

備考

- 1 公園等の管理及び帰属については、市と協議すること。
- 2 公園等は、調整池とは兼用しないこと。
- 3 工場立地法（昭和34年法律第24号）に該当する場合、同法による基準も併せて遵守すること。
- 4 緑地とは、樹木、生垣、芝生帯等をいう。
  - (1) 緑地は、できる限り道路側に設置すること。
  - (2) 生垣の面積算出は50センチメートル幅を基準とすること。
  - (3) 樹木の植樹は10平方メートル当たり高木1本以上又は、20平方メートル当たり高木1本及び低木20本を原則とする。
  - (4) 樹木のうち、高木とは成木に達した時の樹高が2.5メートル

以上になるものを言い、低木はそれ以外のものを言う。

**イ 道路施設：道路管理課・都市計画課・建築住宅課**

(ア) 幅員

開発区域内道路及び取付道路の幅員は、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第25条で規定する幅員を確保すること。

(イ) すみ切り

すみ切り長の標準は、小幅員道路（4m以上6m未満）の交差に当たっては原則として斜長3mを確保すること。その他については別途協議するものとする。

(ウ) 舗装

道路は舗装を行い、安全かつ円滑な交通に支障を及ぼさない構造とする。なお、小幅員道路の設計にあたっては、旧L交通・設計CBR3を標準とするものとする。

※ 路盤組成例（表層5cm、粒調碎石15cm、切込碎石19cm）

なお、設計CBRが3を超える場合は、この限りでない。

(エ) 縦断勾配

縦断勾配は、排水等を有効に排出するために必要な勾配とする。

(オ) 横断勾配

横断勾配は、2%を標準とする。

(カ) 道路施設

道路には、排水を有効に排出するのに必要な側溝、集水桝、グレーチング等を設置するものとする。

(キ) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の道路

分譲等を目的とする開発行為等について、道路後退部分が存在する場合には、深谷市に寄附することを原則とする。

(ク) その他

深谷市に帰属又は寄附しようとする道路は、深谷市における私道等の寄附受入れに関する要綱（平成18年深谷市告示第202号）に適合するものとし、事前に担当課と協議するものとする。

**ウ 雨水処理：下水道工務課・道路河川課**

雨水は、原則として宅地内に雨水流出抑制施設を設置し処理するものとする。なお、設計に当たっては、次の表の基準により処理する。

用途 開発面積	住宅系		住宅系以外
	一戸建住宅	共同住宅	
0.3ha未満	一宅地1.5㎡以上	Q㎡×50%以上	
0.3ha以上 1.0ha未満		Q㎡以上	
1.0ha以上	700t/ha以上		

備考

1 計画処理雨水量（Q）

$$Q \text{ (m}^3\text{/h)} = I \times C \times A$$

(I) 降雨強度  $I = 0.057 \text{ m/h}$

(C) 流出係数

商業、近隣商業地域	0.80
その他の区域	0.65

(A) 開発行為等をする土地の区域  $\text{m}^2$

2 面積が1ha以上の開発行為等に伴う雨水処理に関しては、県協議を要しない場合においても市担当課と協議すること。

3 開発行為等をする土地の区域の敷地拡張については、従前の開発行為等を行う土地の区域と合わせた全体面積を考慮し、雨水流出抑制施設を設置すること。

4 開発行為等に伴い、駐車場を設ける場合においては、原則として駐車場を貯留施設としないこと。

5 既存建築物の増築、改築等の際は、別途協議すること。

#### エ 汚水及び雑排水処理：下水道工務課・道路管理課

(ア) 開発行為等を行う土地の区域が公共下水道の処理区域内にある場合

公共下水道に接続し、深谷市下水道条例施行規程（平成24年深谷市公営企業管理規程第24号）の規定により施工するものとする。なお、処理区域の一部は、熊谷市公共下水道処理区域となっているため協議すること。

(イ) 開発行為等を行う土地の区域が農業集落排水の処理区域にある場合、農業集落排水に接続し、深谷市農業集落排水処理施設条例施行規則（平成18年深谷市規則第133号）の規定により施工するものとする。ただし、処理場の処理能力等により農業集落排水に接続不可能な場合はこの限りでない。

(ウ) 上記以外の上記の開発行為等を行う土地の区域において、汚水及び雑排水を開発行為等を行う土地の区域外に排出する場合

合併処理浄化槽により処理後、放流する。なお、放流先については、管理者の同意を必要とする。

#### オ 上水道施設：水道工務課

開発行為等に伴い、給水装置の新設等を行う場合は、深谷市水道事業給水条例（平成18年深谷市条例第226号）の規定により事業主の負担で施工するものとする。

#### カ 住居表示：市民課

開発行為等を行う土地の区域が住居表示区域を含む場合において、区域内に住民登録及び法人の所在地を定めようとするときは、建築物完成後に担当課において住所の表示を受けるものとする。

#### キ 消防施設：消防本部警防課

消防施設の確保については、深谷市消防施設開発行為等に関する指導要綱（平成18年深谷市消防本部告示第9号）に適合するよう計画しなければならない。

（用地の帰属等）：各施設管理担当課・都市計画課

第6条 事業主は、新たに設置する公共用地を、都市計画法（昭和43年法律第100号）第32条及び要綱に基づく協議により、本市に帰属又は寄附しようとする場合は、工事完了公告までに公共用地無償譲渡申込書（様式第7号）に必要書類を添付して、

市長に提出するものとする。

(用地以外の公共施設の帰属等)：各施設管理担当課・都市計画課

**第7条** 開発行為等により新たに設置する施設（水道施設、公園施設、消防施設、交通安全施設等）は、管理者を明確にするものとする。なお、協議により本市に帰属又は寄附する場合は、工事完了公告までに公共施設等無償譲渡引渡書（様式第8号）に必要書類を添付して、市長に提出するものとする。

2 用地の管理者でない者であって前項の施設を管理することとなるものは、当該施設の管理を開始したときは、速やかに用地の管理者と協議し、必要な手続をとるものとする。

**附 則**

(施行期日)

1 この告示は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の深谷市開発行為等指導要綱施行基準（平成15年深谷市告示146号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

**附 則**

(施行期日)

1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の深谷市開発行為等指導要綱施行基準（次項において「改正前の告示」という。）の規定は、この告示の施行の日以後にされる申請について適用し、同日前にされた申請については、なお従前の例による。

3 改正前の告示に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

**附 則**

この告示は、平成22年3月3日から施行する。

**附 則**

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**

この告示は、平成27年7月1日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

1 この告示は、令和4年1月12日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の深谷市開発行為等指導要綱施行基準に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 申請書等の様式 目次

様式第1号	開発行為等事前協議申請書	15
様式第2号	公共施設の管理に関する協議書	19
様式第3号	開発行為等事前協議結果意見書	20
様式第4号	開発行為等事前協議同意書	22
様式第5号	工事着手届出書	24
様式第6号	工事完了届出書	25
様式第7号	公共用地無償譲渡申込書	26
様式第8号	公共施設無償譲渡引渡書	27
別表1	担当部課所	28
2	事前協議フローチャート	29

開発行為等事前協議申請書

年 月 日

深谷市長 宛て

事業主 住所

氏名

開発行為等の申請に当たり、都市計画法第32条及び深谷市開発行為等指導要綱に基づき下記のとおり協議いたします。

記

1 申請内容

開発行為等申請地				
設計者住所・氏名		電話番号		
申請地の地目		開発行為等 申請面積	m <sup>2</sup>	
都市計画区域 の種別		市街化区域・市街化調整区域・非線引き都市計画区域・都市計画区域外		
用途地域の種別		( ) 地域・指定無し	建ぺい率	%
			容積率	%
予定 建 築 物	目的の種別	自己居住用・自己業務用・非自己用		
	用途	計画区画数 棟数 戸数	区画 棟	戸

添付書類	<input type="checkbox"/> 申請書(1~4) <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 区域図 <input type="checkbox"/> 公図 <input type="checkbox"/> 現況図 <input type="checkbox"/> 土地利用計画図 <input type="checkbox"/> 求積図 <input type="checkbox"/> 造成計画平面図・断面図 <input type="checkbox"/> 給排水施設 計画平面図 <input type="checkbox"/> 道路計画縦断面図 <input type="checkbox"/> 排水施設計画縦断面図 <input type="checkbox"/> 道路構 造図 <input type="checkbox"/> 排水施設構造図 <input type="checkbox"/> 擁壁構造図 <input type="checkbox"/> 消防水利構造図 <input type="checkbox"/> ごみ収 集所構造図 <input type="checkbox"/> 雨水処理施設構造図 <input type="checkbox"/> 雨水処理計算書及び数値根拠と なる資料 <input type="checkbox"/> 緑地平面図・求積図 <input type="checkbox"/> 自治会長との協議報告書 <input type="checkbox"/> その他図書( )
------	---

※ 提出書類は、  
□を塗りつぶすこと。

## 2 指導要綱に基づく整備事項

1	駐車駐輪施設 基準 5-1-イ	駐車場の確保	台	6	道路整備 (続き)	新設道路	表層	cm	
		隔地駐車の場合				路盤組成	粒調	cm	
		隔地駐車の台数	台			切砕	cm		
		駐輪場の確保	台			公共用地の消滅	有 ・ 無		
	交通安全施設 基準 5-1-ウ	整備施設	1	7	雨水処理 基準 5-2-ウ	調整池		m <sup>3</sup>	
		施設の管理及び寄附の有無	1 有 ・ 無			浸透施設	m <sup>3</sup>		
			2 有 ・ 無			8	汚水・雑排水 基準 5-2-イ	公共下水道・農業集落排水区域	内 ・ 外
			2 有 ・ 無					処理方法	1 公共下水道 2 農業集落排水 3 合併浄化槽 4 ( )
2	ごみ収集所 基準 5-1-エ	設置	有 ・ 無	3	文化財 基準 5-1-カ	有 ・ 無			
	寄附の有無	有 ・ 無							
	環境衛生課の協議	有 ・ 無							
	周辺住民(自治会)の協議	有 ・ 無							
4	集会施設 基準 5-1-キ	有 ・ 無	4 ( )						
5	公園・緑地 基準 5-2-7	公園面積	m <sup>2</sup>	9	水道施設 基準 5-2-オ	上水道 ・ 井戸			
		割合	%			既設配水管径	φ		
		帰属の有無	有 ・ 無			新設配水管径	φ		
		緑地面積	m <sup>2</sup>			敷地内引込管径	φ		
		割合	%	10	消防施設 基準 5-2-キ	防火水槽	要 ・ 不要		
		消火栓	要 ・ 不要						
6	道路整備 (開発道路がある場合) 基準 5-2-イ	接続先道路	有効幅員 m	11	その他	帰属の有無	有 ・ 無		
		取付道路	有効幅員 m						
		新設道路	有効幅員 m						
		すみ切り	m						
		道路後退	m						

### 3 各課協議事項

1	<b>都市計画課</b>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市計画法第33条技術基準に関する事。</li> <li>・ 都市計画法第34条立地基準に関する事。</li> <li>・ 都市計画区域又は都市施設に関する事。</li> <li>・ 地区計画に関する事。</li> <li>・ 景観計画に関する事。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 該当有 <input type="checkbox"/> 該当有 <input type="checkbox"/> 該当有 <input type="checkbox"/> 該当有 <input type="checkbox"/> 該当有	<input type="checkbox"/> 該当無 <input type="checkbox"/> 該当無 <input type="checkbox"/> 該当無 <input type="checkbox"/> 該当無 <input type="checkbox"/> 該当無
2	<b>建築住宅課</b>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築基準法第42条第2項の道路に関する事。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 該当有	<input type="checkbox"/> 該当無
3	<b>道路河川課</b>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画道路又は河川に関する事。</li> <li>・ 公共下水道区域外の雨水処理(1ha以上は、県河川砂防課協議含む。)に関する事。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 該当有 <input type="checkbox"/> 該当有	<input type="checkbox"/> 該当無 <input type="checkbox"/> 該当無
4	<b>道路管理課</b>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道水路の幅員に関する事。</li> <li>・ 排水接続に関する事。</li> <li>・ 道路法第24条又は占用等に関する事。</li> <li>・ 用地の寄附又は帰属に関する事(道路又は水路施設)。</li> <li>・ 交通安全施設に関する事。</li> <li>・ 交通安全対策又は駐車場出入口の位置に関する事。</li> <li>・ 敷地境界構造物の設置に関する事。</li> <li>・ 駐車場又は駐輪場に関する事。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 該当有 <input type="checkbox"/> 該当有 <input type="checkbox"/> 該当有 <input type="checkbox"/> 該当有 <input type="checkbox"/> 該当有 <input type="checkbox"/> 該当有 <input type="checkbox"/> 該当有 <input type="checkbox"/> 該当有	<input type="checkbox"/> 該当無 <input type="checkbox"/> 該当無 <input type="checkbox"/> 該当無 <input type="checkbox"/> 該当無 <input type="checkbox"/> 該当無 <input type="checkbox"/> 該当無 <input type="checkbox"/> 該当無 <input type="checkbox"/> 該当無
5	<b>公園緑地課</b>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公園又は緑地に関する事。</li> <li>・ 用地の帰属に関する事。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 該当有 <input type="checkbox"/> 該当有	<input type="checkbox"/> 該当無 <input type="checkbox"/> 該当無
6	<b>区画整理課</b>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区画整理事業に関する事。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 該当有	<input type="checkbox"/> 該当無
7	<b>下水道工務課</b>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共下水道施設に関する事。</li> <li>・ 公共下水道区域内の雨水処理(1ha以上は、県河川砂防課協議含む。)に関する事。</li> <li>・ 農業集落排水施設に関する事。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 該当有 <input type="checkbox"/> 該当有 <input type="checkbox"/> 該当有	<input type="checkbox"/> 該当無 <input type="checkbox"/> 該当無 <input type="checkbox"/> 該当無
9	<b>水道工務課</b>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給水設備及び工事にに関する事。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 該当有	<input type="checkbox"/> 該当無
10	<b>環境課</b>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公害防止及び環境保全に関する事。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 該当有	<input type="checkbox"/> 該当無
11	<b>環境衛生課</b>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみ収集所に関する事。</li> <li>・ 用地の寄附に関する事。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 該当有 <input type="checkbox"/> 該当有	<input type="checkbox"/> 該当無 <input type="checkbox"/> 該当無
12	<b>文化振興課</b>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 埋蔵文化財に関する事。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 該当有	<input type="checkbox"/> 該当無
13	<b>学校教育課</b>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校通学区域又は通学路に関する事。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 該当有	<input type="checkbox"/> 該当無
14	<b>自治振興課</b>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治会又は集会施設等に関する事。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 該当有	<input type="checkbox"/> 該当無
15	<b>市民課</b>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住居表示に関する事。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 該当有	<input type="checkbox"/> 該当無
16	<b>商工振興課</b>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商業施設又は工業施設に関する事。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 該当有	<input type="checkbox"/> 該当無
17	<b>農業振興課</b>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業振興地域(農振除外)に関する事。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 該当有	<input type="checkbox"/> 該当無
18	<b>農業委員会</b>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地転用に関する事。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 該当有	<input type="checkbox"/> 該当無
19	<b>消防本部警防課</b>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防用水利及び消防空地の確保に関する事。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 該当有	<input type="checkbox"/> 該当無
20	<b>その他</b>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業用水に関する事。(管理者の確認は、農業振興課)</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 該当有	<input type="checkbox"/> 該当無



公共施設の管理に関する協議書

年 月 日

深谷市長

あて

事業主 住 所

氏 名

都市計画法に基づく開発行為等に伴い、下記公共施設を別添図面のとおり改廃することについて、意見を伺いたく協議いたします。

記

開発行為等申請地							
開発行為等申請面積							
開 発 行 為 に 関 係 す る 公 共 施 設	種 別	概 要			管 理 者	土 地 の 帰 属	摘 要  (施設管理課名)
		幅員	延長	面積			
既 存	道 路						市道認定  号線
	水 路						
	その他 ( ) ( )						
	合 計						
新 設	道 路						
	水 路						
	その他 ( ) ( )						
	合 計						

※ 添付書類 ① 案内図 ② 公図の写し ③ 地積測量図 ④ 印鑑証明書  
⑤ 地元自治会、周辺住民の同意書 ⑥ その他必要と認めるもの

※ 協議書は、各施設管理担当課ごとに2部提出して下さい。

上記の公共施設については、申請のとおりで支障ありません。

年 月 日

深谷市長



開発行為等事前協議意見書

第 号  
年 月 日

事業主 様

深谷市長



年 月 日付けで協議申請を受けた開発行為等の計画は、都市計画法第32条及び深谷市開発行為等指導要綱を御理解の上、下記の事項に御協力をお願いいたします。

記

開発行為等申請地

開発行為等申請面積  $m^2$

予定建築物等の用途

指導要綱に基づく協力要請事項

1	駐車駐輪施設	駐車場の確保	台	6	道路整備 (続き)	新設道路	表層	cm	
		隔地駐車の場所				路盤組成	粒調	cm	
		隔地駐車の台数	台				切碎	cm	
		駐輪場の確保	台			公共用地の消滅	有 ・ 無		
	交通安全施設	整備施設	1	7	雨水処理	調整池	帰属等の有無	有 ・ 無	
			2					浸透施設	$m^3$
		施設の管理及び寄附の有無	1	有 ・ 無	8	汚水・雑排水	公共下水道・農業集落排水区域	処理方法	1 公共下水道
			2	有 ・ 無					2 農業集落排水
2	ごみ収集所	設置	有 ・ 無	8	汚水・雑排水	公共下水道・農業集落排水区域	処理方法	3 合併浄化槽	
		寄附の有無	有 ・ 無					4 ( )	
		環境衛生課の協議	有 ・ 無						
		周辺住民(自治会)の協議	有 ・ 無						
3	文化財	有 ・ 無							
4	集会施設	有 ・ 無							
5	公園・緑地	公園面積	$m^2$	9	水道施設	上水道 ・ 井戸			
		割合	%			既設配水管径	$\phi$		

6	道路整備 (開発道路 がある場 合)	帰属の有無	有 ・ 無	10	消防施設	新設配水管径	φ	
		緑地面積	m <sup>2</sup>			敷地内引込管径	φ	
		割合	%			防火水槽	要 ・ 不要	
		接続先道路	有効幅員	11	その他	消火栓	要 ・ 不要	
		取付道路	有効幅員			m	帰属の有無	有 ・ 無
		新設道路	有効幅員			m		
すみ切り	m							
道路後退	m							

なお、担当課と次の事項について協議願います。

開発行為等事前協議同意書

第 号  
年 月 日

事業主 様

深谷市長



年 月 日付けで協議申請を受けた開発行為等の計画は、申請書に基づき下記のとおり公共施設の管理者として同意します。

記

開発行為等申請地

開発行為等申請面積  $m^2$

予定建築物等の用途

指導要綱に基づく協議事項

1	駐車駐輪施設	駐車場の確保	台	6	道路整備 (続き)	新設道路	表層	cm
		隔地駐車の場所				路盤組成	粒調	cm
		隔地駐車の台数	台				切碎	cm
		駐輪場の確保	台			公共用地の消滅	有 ・ 無	
	交通安全施設	整備施設	1	7	雨水処理	調整池		$m^3$
			2			浸透施設		$m^3$
		施設の管理及び寄附の有無	1 有 ・ 無	8	汚水・雑排水	公共下水道・ 農業集落排水 区域	処理方法	1 公共下水道
			2 有 ・ 無					2 農業集落排水
2	ごみ収集所	設置	有 ・ 無	9	水道施設	上水道 ・ 井戸	既設配水管径	$\phi$
		寄附の有無	有 ・ 無					
		環境衛生課の協議	有 ・ 無					
		周辺住民(自治会)の協議	有 ・ 無					
3	文化財	有 ・ 無			3 合併浄化槽			
4	集会施設	有 ・ 無			4 ( )			
5	公園・緑地	公園面積	$m^2$					
		割合	%					

		帰属の有無	有 ・ 無			新設配水管径	$\phi$		
		緑地面積	m <sup>2</sup>			敷地内引込管径	$\phi$		
		割合	%	10	消防施設	防火水槽	要 ・ 不要		
6	道路整備 (開発道路 がある場 合)	接続先道路	有効幅員 m	10	消防施設	消火栓	要 ・ 不要		
								帰属の有無	有 ・ 無
		取付道路	有効幅員 m			11	その他		
		新設道路	有効幅員 m						
		すみ切り	m						
		道路後退	m						

なお、同意に際し、担当課より次の意見がありましたので留意願います。

工事着手届出書

年 月 日

深谷市長

あて

事業主 住 所

氏 名

さきに同意を受けた開発行為等について、工事に着手しましたので、深谷市開発行為等指導要綱に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

開発行為等事前協議同意		平成 年 月 日
年月日・同意番号		第 号
開発行為等申請地		
工事着手年月日		年 月 日
工事完了予定年月日		年 月 日
工事施工者	住 所 氏 名	電話番号
設 計 者	住 所 氏 名	電話番号
現場管理者	住 所 氏 名	

工事完了届出書

年 月 日

深谷市長

あて

事業主 住 所

氏 名

さきに同意を受けた開発行為等について、工事が完了しましたので、深谷市開発行為等指導要綱に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

開発行為等事前協議同意		年 月 日
年月日・同意番号		第 号
開発行為等申請地		
工事着手年月日		年 月 日
工事完了年月日		年 月 日
工事施工者	住 所 氏 名	電話番号
設 計 者	住 所 氏 名	電話番号
現場管理者	住 所 氏 名	

公共用地無償譲渡申込書

年 月 日

深谷市長

あて

事業主 住所

氏名

土地所有者 住所

氏名

下記の土地を、（ 道路 ・ 公園 ・ ごみ収集所 ・ その他 ） 用地として所有権を  
深谷市に（ 帰属 ・ 寄附 ） しますので、必要書類を添えて申請いたします。

記

1 帰属等する土地の表示

所 在  
地 番  
地 目  
地 積

※ 原則として所有権以外の権利については抹消後に帰属するものとする。

2 添付書類

- ① 案内図
- ② 土地利用計画図
- ③ 公図の写し
- ④ 地積測量図
- ⑤ 土地登記簿謄本
- ⑥ 土地登記承諾書
- ⑦ 登記原因証明情報
- ⑧ 印鑑証明書
- ⑨ 住民票 ※土地所有者が法人の場合、登記簿抄本（資格証明書）
- ⑩ 工事検査済書の写し
- ⑪ 公共施設の管理に関する協議書の写し
- ⑫ その他必要と認めるもの

公共施設無償譲渡引渡書

年 月 日

深谷市長

あて

事業主 住 所  
氏 名

開発行為等事前協議に基づき、下記の施設を無償譲渡いたします。

記

- 1 無償譲渡する施設名  
場 所  
施 設

2 添付書類

- ① 案内図
- ② 土地利用計画図
- ③ 無償譲渡する公共施設の平面図
- ④ " 構造図
- ⑤ 事前協議申請書、事前協議同意書の写し
- ⑥ 工事検査済書の写し
- ⑦ 工事写真
- ⑧ その他必要と認めるもの

別表 1 担当部課所

部	課	項 目
都市整備部 (本庁舎)	都市計画課 Tel.574-6653	開発申請に関する事 都市計画法第33条技術基準に関する事 都市計画法第34条立地基準に関する事 都市計画区域又は都市施設に関する事 地区計画又は景観計画に関する事
	建築住宅課 Tel.574-6655	建築基準法第42条第2項の道路に関する事
	道路河川課 Tel.574-6652	計画道路又は河川に関する事 公共下水道区域外の雨水処理に関する事 (1ha以上は県河川砂防課協議を含む)
	道路管理課 Tel.574-6651	道水路の幅員に関する事 排水接続に関する事 道路法24条又は占用等に関する事 用地の寄附又は帰属(道路又は水路施設)に関する事 交通安全施設に関する事 交通安全対策又は駐車場出入口の位置に関する事 敷地境界構造物の設置に関する事 駐車場又は駐輪場施設に関する事
	公園緑地課 Tel.574-6657	公園又は緑地に関する事
	区画整理課 Tel.574-6656	区画整理事業に関する事
環境水道部 (水道庁舎)	下水道工務課 Tel.577-7542	公共下水道に関する事 公共下水道区域内の雨水処理に関する事 (1ha以上は県河川砂防課協議を含む) 農業集落排水に関する事
	水道工務課 Tel.577-7529	上水道施設に関する事
	(本庁舎) 環境課 Tel.577-6539	公害防止及び環境保全に関する事
	環境衛生課 Tel.578-7332	ごみ収集所に関する事 用地の寄附に関する事
市民生活部 (本庁舎)	市民課 Tel.574-6640	住居表示に関する事
協働推進部 (本庁舎)	自治振興課 Tel.574-8597	自治会又は集会施設に関する事
産業振興部 (本庁舎)	商工振興課 Tel.577-3409	商業施設又は工業施設に関する事
	農業振興課 Tel.577-3298	農振法(農地除外)に関する事 ※農業用水管理者の連絡先に関する事
農業委員会 (本庁舎)	Tel.577-3439	農地転用に関する事
教育部 (本庁舎)	文化振興課 Tel.577-4501	文化財の保護に関する事
	学校教育課 Tel.572-9578	学校通学区域又は通学路に関する事
消防本部	警防課 Tel.571-0914	消防用水利及び消防用空地に関する事
その他		

別表2 事前協議申請フローチャート

